

令和7年11月21日
筑後信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた県内金融機関連携について

筑後信用金庫（理事長 丸山 裕一）は、福岡県内の金融機関と共同で「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた周知活動に取り組むこといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 目的

政府方針をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取り組みを行っています。このたび、福岡県内の金融機関が連携し、2027年3月末までに紙の手形・小切手の交換が廃止されることの周知活動を進めてまいります。

2. 取組内容

手形・小切手の利用廃止に向けたお客さま配布用の共同リーフレットの作成と周知活動の実施

3. 連携金融機関（金融機関コード順）

福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡中央銀行、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫、飯塚信用金庫、田川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫、福岡県信用組合

4. 連携開始日

2025年11月21日（金）

以上

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版（内閣官房）」より）

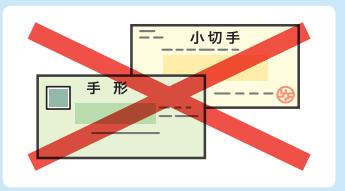
Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

?**A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

?**A**

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の メリット

1 コスト削減



- 郵送料
- 印紙代
- 取扱手数料

2 事務負荷軽減



- 現物管理
- 手書き・ゴム印
- 印紙・押印・発送

3 リスク低減



- 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しくないの？

?**A**

かんたん3ステップで導入できます。

**STEP
1**

金融機関へ ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や
資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

**STEP
2**

取引先へ ご案内



でんさい等の電子記録債権・
インターネットバンキングによる
振込等への切替えを案内

**STEP
3**

社内の 導入準備



事務手続きや管理手順の見直し
を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

